

## 建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準

物理性状	粒径（共通）	概ね15cm以上の石を含まないこと。		
	臭気（共通）	悪臭を放たないこと。		
	土質（普通土）	粘土、シルトでないこと。		
	含水比（普通土）	含水比が低く一般土工機での取り扱い及び運搬が容易なもの。		
	含水比（軟弱土）	粘土、シルトを含み性状的に軟弱な土砂のうち、一般土工機での取り扱い及び運搬が容易にでき、普通仕様のダンプトラックで運搬できる程度のもの。		
化学性状	試験項目	基 準 値		(溶出試験) H3.8.23 環境庁告示第46号 「土壤の汚染に係る環境基準について」に定める方法によること。  (含有試験) H15.3.6 環境省告示第19号に定める方法によること。 (27)は、S48.2.17環境庁告示第14号 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。
		溶出量基準	含有量基準	
	(1) カドミウム及びその化合物	検液1Lにつき 0.01mg以下	1kgにつき 150mg以下	
	(2) シアン化合物	検出されないこと	1kgにつき 遊離シアン 50mg以下	
	(3) 有機燐化合物	検出されないこと		
	(4) 鉛及びその化合物	検液1Lにつき 0.01mg以下	1kgにつき 150mg以下	
	(5) 六価クロム化合物	検液1Lにつき 0.05mg以下	1kgにつき 250mg以下	
	(6) 硒素及びその化合物	検液1Lにつき 0.01mg以下	1kgにつき 150mg以下	
	(7) 水銀及びその化合物	検液1Lにつき 0.0005mg以下	1kgにつき 15mg以下	
	(8) アルキル水銀	検出されないこと		
	(9) ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02mg以下		
	(10) 四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002mg以下		
	(11) 1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004mg以下		
	(12) 1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1mg以下		
	(13) 1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04mg以下		
	(14) 1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1mg以下		
	(15) 1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006mg以下		
	(16) トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.03mg以下		
	(17) テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg以下		
	(18) 1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき 0.002mg以下		
	(19) チウラム	検液1Lにつき 0.006mg以下		
	(20) シマジン	検液1Lにつき 0.003mg以下		

(21) チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下		
(22) ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下		
(23) セレン及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	1kg につき 150mg 以下	
(24) ふつ素及びその化合物	検液 1L につき 0.8mg 以下	1kg につき 4,000mg 以下	
(25) ほう素及びその化合物	検液 1L につき 1mg 以下	1kg につき 4,000mg 以下	
(26) P C B	検出されないこと		
(27) 有機塩素化合物		1kg につき 40mg 以下	
(28) クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下		
(29) 1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下		
(30) 銅又はその化合物	検液 1L につき 3mg 以下		S48. 2. 17 環境庁告示第 14 号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。
(31) 亜鉛又はその化合物	検液 1L につき 2mg 以下 (H18. 4. 1～H19. 6. 10 5mg 以下)		
(32) ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき 2.5mg 以下		
(33) クロム又はその化合物	検液 1L につき 2.0mg 以下		
(34) ニッケル又はその化合物	検液 1L につき 1.2mg 以下		
(35) バナジウム又はその化合物	検液 1L につき 1.5mg 以下		
(36) 油分	海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであること。		
(37) ダイオキシン類	検液 1L につき 10 p g -TEQ 以下	土壤 1 g につき 1,000 p g -TEQ 以下	(溶出試験) S48. 2. 17 環境庁告示第 14 号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。 (含有試験) H11. 12. 27 環境庁告示第 68 号「土壤中に含まれるダイオキシン類をソッククスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」によること。

注) 試験実施項目については、事前の土地履歴調査等により揮発性有機化合物及び重金属等の使用履歴による土壤汚染の恐れがないと推測される場合、港湾局と協議のうえ考慮できるものとする。